

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の概要

I 背景

総務省では、2010年代初頭までに実施すべき施策をまとめた「新競争促進プログラム2010」（平成18年9月策定、平成19年10月改訂）を受け、急激な市場環境変化に対応した消費者保護策の強化に向けた具体的施策を検討するため、「電気通信サービス利用者懇談会」を平成20年4月から開催した。

当該懇談会報告書（平成21年2月）において、契約締結時に説明すべき事項として契約解除の条件等は規定されているが、契約解除の手続等は規定されていないことから、電気通信事業法施行規則を改正し、契約解除の手続等についても説明すべき事項とすることが適当との考え方が示された。

また、2.5GHz帯の周波数を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（以下「BWA」という。）は、これまでの第3世代携帯電話を上回る高速の無線アクセスシステムとして、国民の利便性の向上の観点から期待されている。平成21年2月中にもサービスの提供が開始される予定となっており、今後、既存の固定系・移動系のアクセスサービスと同様、我が国のブロードバンド市場において重要な位置を占めることが予想されている。

このような、国民の日常生活において多用されることが想定される新たな電気通信サービスの提供にあたっては、トラブルを未然に防止するという観点から、契約の締結時において提供条件の説明が十分に行われる必要がある。

さらに、平成20年6月に成立し、平成21年4月から施行される青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第17条は、携帯電話インターネット接続役務を提供する相手の青少年に対して、保護者が不要としない限り、「青少年有害情報フィルタリングサービス」の利用を条件として同役務を提供することを義務づけている。

現在、「青少年有害情報フィルタリングサービス」の利用についても、閲覧される情報の範囲等について制限がなされることから、電気通信役務の利用の制限として説明の対象となる事項であり、そのことを電気通信事業法施行規則にも明確にする必要がある。

本件は、以上を踏まえ、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行うものである。

Ⅱ 概要

電気通信事業法第26条は、利用者が電気通信サービスの内容を十分に理解した上で契約を締結することを可能とすることによって、契約締結に係る電気通信事業者等と利用者との間のトラブルを防止し、利用者の利益の保護が図られるよう、電気通信事業者等が、契約の締結等に当たり、利用者が最低限理解すべき提供条件を説明しなければならないこととしている。

その対象となる電気通信役務及び具体的な説明事項については、電気通信事業法施行規則に規定されており、本件改正は、これらについて、以下の見直しを行うものである。

(1) 提供条件の説明の対象となる電気通信役務の見直し

国民の日常生活において多用されることが想定される新たな電気通信サービスとして、BWAアクセスサービスの提供開始が予定されていることから、同サービスを契約締結時における提供条件の説明の対象となる電気通信役務として規定する。

なお、BWAアクセスサービスについては、現在においても電気通信事業法施行規則第22条の2の2第1項第8号に含まれるものであるが、今後、既存の固定系・移動系のアクセスサービスとは別個のサービスとして、我が国のブロードバンド市場において重要な位置を占めることが予想されていることから、これらサービスとは別に、新たに規定するものである。

(2) 提供条件の説明事項の見直し

電気通信サービスでは、利用者にとって契約解除の際の連絡先及び方法が分かりづらく、結果としてトラブルになっている事案があることから、これらを未然に防止するため、契約解除の連絡先及び方法について説明事項の対象とする。

また、青少年インターネット環境整備法において、携帯電話インターネット接続役務を提供する青少年に対しては、保護者が不要としない限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として携帯電話インターネット接続役務を提供する義務が設けられたため、電気通信事業法施行規則上、利用に関する制限事項として説明事項の対象であることを明示する。

【参考】電気通信サービス利用者懇談会報告書 p.9

3 契約締結時の説明義務等の在り方

(2) 説明義務等の在り方

(中略)

また、電気通信サービスでは、一つのサービスの利用に複数の電気通信事業者との契約が必要となるときがあるが、その解除に際して、一部の契約のみ解除しすべての契約の解除が完了したと誤認したり、契約締結時からの期間経過により複数の契約があったことを失念したりするなど、利用者にとって契約解除の際の手續等が分かりづらく、結果として、トラブルになっている事案がある。また、契約締結は契約代理店でも行えるが、契約解除は契約代理店では行えなかったり、契約解除にはIDとパスワードが必須だったりするなど、契約解除の際の手續等が分かりづらく、結果として、トラブルになっている事例もある。

現在、契約締結時に説明すべき事項を定めた電気通信事業法施行規則に、契約解除の条件等は規定されているが、契約解除の手續等は規定されていないことから、電気通信事業法施行規則を改正し、契約解除の手續等についても説明すべき事項とすることが適当である。

【参考】青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年六月十八日法律第七十九号）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。